

電子投票システムによる委員長及び副委員長の互選に関する申し合わせ

取手市議会会議規則第126条の規定に基づく、委員長及び副委員長の互選の方法に関し必要な事項について、議会運営委員会の申し合わせ事項として次のとおり定める。

- 1 オンライン会議システムを活用した会議において、電子投票システムにより委員長及び副委員長の互選を行う場合にあっては、開票立会人は、会議室出席者のうちから2名を指名するものとする。
- 2 電子投票システムの棄権ボタンは、オンライン会議システムを活用した会議にのみ使用するものとする。
- 3 会議室出席者は、電子投票システムによる投票時、投票の秘密を保持するため、隣席との間にパーティションを設置するとともに、平置きによりタブレットを操作するものとする。
- 4 得票数が同数で電子投票システムによるくじ（以下「電子くじ」という。）を行う場合においては、同数となった委員は任意の数字を電子くじのシステムに入力することとなるが、同数となった委員が電子くじの開始時点で出席していないときは、システム側で任意の数字を自動入力するものとする。この場合において、同数となった委員の電子くじにおける入力確定順は、①出席委員（入力が終わった順）、②欠席委員（議席番号の若い順）とする。